

甲賀市合併浄化槽設備修繕費補助金について

甲賀市では、合併浄化槽の正常な機能を維持し、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併浄化槽の本体又は付帯設備の修繕に要する費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付します

まずは……

別紙「浄化槽修繕のチャート」でご確認ください。

(補助対象区域)

- 個人住宅、アパート等の共同住宅、区又は自治会の管理する公共用
・・・公共下水道や農業集落排水が使用できない（供用開始されていない）区域。
- 上記以外の用途用（店舗、事業所、寺院、神社、病院、宿、工場 など）
・・・別紙「甲賀市汚水処理施設整備構想図」において合併浄化槽区域。

(補助対象範囲)

- 合併浄化槽本体から放流先まで。
（合併浄化槽本体、ポンプ、放流管、ブロワー など）

(補助金額)

- 修繕に要した額の2分の1（1,000円未満切捨て）を予算の範囲内において交付します。また、人槽に応じて補助限度額が異なります。ただし、修繕に要する費用が30,000円以上が対象となります。
- 50人槽以下・・・補助限度額10万円（修繕費では20万円）
- 51人槽以上・・・補助限度額30万円（修繕費では60万円）

※以下は、修繕費用と補助金額の例となります。（**50人槽以下の場合**）

修繕に要した額（A）	(A) ÷ 2	1,000円未満切捨て	補助金額
29,999円	補助対象外	補助対象外	補助対象外
30,000円	15,000円	15,000円	15,000円
275,322円	137,661円	137,000円	100,000円
634,864円	317,432円	317,000円	100,000円

裏面もあります。

(補助対象)

- 浄化槽法に基づく届出の受理書の交付又は建築基準法に基づく確認済証の交付を受け、滋賀県浄化槽取扱要綱第3条及び6条による構造基準に適合した合併浄化槽を設置していること。
- 浄化槽法第10条第1項に基づく保守点検及び清掃を実施していること。
- 浄化槽法第11条に基づく法定検査を受けていること。
- 合併浄化槽設備修繕費補助金交付申請書の申請者と保守点検及び清掃に関する書類の名義と法定検査の名義が同じであること。ただし、住宅用の浄化槽の場合で名義が異なる場合は、親族であること。
- 賃借人にあつては、修繕を認める賃貸人の承諾を得られること。
- 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）、水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、公共下水道事業受益者負担金、公共下水道事業受益者分担金、農業集落排水事業分担金を滞納していないこと。
- この修繕補助金を受けてから1年以上経過していること。
- 修繕に要する費用が30,000円以上であること。

(交付申請に必要な書類)

- 交付申請書（様式第1号）
- 位置図（2,500分の1）又は住宅地図
- 合併浄化槽の設置場所及び放流経路を示した図面
- 修繕内容を明示した書類及び修繕の見積書の写し
- 合併浄化槽の保守点検及び清掃に関する維持管理業務委託契約書の写し
- 最新の浄化槽法第11条の法定検査結果書の写し
 - ※浄化槽法第11条の法定検査は毎年行われます。
 - ※法定検査結果書を紛失した場合は、次のところで再発行を依頼してください。
- 公益社団法人滋賀県生活環境事業協会（電話：077-554-9271）
- 修繕を受けようとする合併浄化槽が接続されている建物の写真
- 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書（該当者のみ）
- 納付状況調査同意書（様式第2号）
- その他市長が必要と認める書類

次ページもあります。

(実績報告に必要な書類)

工事が完了したときは、工事完了後30日以内又は交付決定年度の3月15日のいずれか早い期日までに、次の書類を提出してください。

- 実績報告書(様式第7号)
- 浄化槽の修繕に係る領収書の写し
- 工事施工前、工事施工中及び完成写真

その他、詳細については

甲賀市役所 上下水道部 下水道課 計画普及係 までお問い合わせください。

電話：0748-69-2228

FAX：0748-69-2295